ハ　④と①、③、⑥又は⑧から⑫までの割引相互間における重複適用関係

㈠　④と①は、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

㈡　④と③、⑥、⑧から⑪まで又は⑫の割引適用要件に該当する自動車の場合、④の割引は適用しないものとする。ただし、④ロの㈠から㈢により算出した額が、⑨、⑩又は⑪の割引を適用した額より低い場合には、⑨、⑩又は⑪の割引を適用した額から④ロの㈠から㈢により算出した額を差し引いた額を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

ニ　⑤と②、③、⑥、⑧から⑪まで又は⑬の割引相互間における重複適用関係

㈠　⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

Ａ－（Ａ－Ｂ）×２

㈜　上記式において、Ａ、Ｂは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ａ：⑵に定める料金の額（ただし、⑨又は⑩の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引を適用した額とする。）。

Ｂ：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑤ロの㈠から㈢で算出した料金の額

㈡　⑤と⑬の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑬の割引を適用する。

㈢　⑤と③、⑥又は⑧の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

㈣　⑤と⑨、⑩又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

１．⑶⑯ロ㈢のうち、

「平成28年３月31日まで」を「平成29年３月31日まで」に改める。

１．⑶⑯チ㈡を次のとおり改める。

㈡　適用区間

館山自動車道の市原インターチェンジから富津竹岡インターチェンジまでの区間、富津館山道路の全区間並びに東京湾アクアライン連絡道の木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道の木更津ジャンクションから市原鶴舞インターチェンジまでの区間。

１．⑷のうち、

「他の会社が管理する高速自動車国道（均一制区間を除く。）」を「他の会社が管理する高速自動車国道の対距離制区間」に、

「⑵②ネ」を「⑵①ハ又は⑵②ナ」に改める。

２．のうち、

「平成72年６月22日まで」を「平成72年５月12日まで」に改める。

別表５を次のとおり改める。

別表５　一般有料道路等のキロ程（単位：キロメートル）

東水戸道路

		ひたちなか
	水戸大洗	4.8
水戸南	5.4	10.2

仙台東部道路

							仙台港北
						仙台港	1.7
					仙台東	3.5	5.2
				仙台若林ジャンクション	4.4	7.9	9.6
			名取	3.0	7.4	10.9	12.6
		仙台空港	6.7	9.7	14.1	17.6	19.3
	岩沼	3.3	10.0	13.0	17.4	20.9	22.6
亘理	2.2	5.5	12.2	15.2	19.6	23.1	24.8

仙台南部道路

				仙台南
			山田	—
		長町	6.2	9.2
	今泉	2.5	8.7	11.7
仙台若林ジャンクション	1.2	3.7	9.9	12.9

秋田外環状道路

		昭和男鹿半島
秋田北		9.5

琴丘能代道路

		能代南
	八竜	4.1
琴丘森岳	13.0	17.1

米沢南陽道路

		南陽高畠
米沢北		9.6

湯沢横手道路

		横手
	十文字	5.8
湯沢	7.7	13.5